

補助金見直しの評価結果について

補助制度 272 件において、「補助金の適正化指針」に基づく評価を実施いたしましたので、その概要を報告します。

今後、行政改革推進委員の意見を反映したうえで、庁議において総合評価を行い公表いたします。

1. 評価結果速報

分類 / 方向性	拡充	継続	縮小・改善・統合	廃止	計
① 事業費補助金	14	124	11	31	180
② 運営費補助金	7	35	16	11	69
③ 元利補給補助金		4		1	5
④ その他補助金		14	1	3	18
計	21	177	28	46	272
%	8%	65%	10%	17%	

2. 見直しの視点と留意点

共通

- ・制度の効果を発揮するために、拡充や継続を含め終期の設定について見直します。
- ・金額や補助率、対象経費など補助基準が明確でないものについては、根拠や補助対象を明確にします。（不明確な例：予算の範囲内で市長が定める額、団体の運営に要する経費 等）

拡充

- ・市の政策を加速させるために補助対象や規模を更に充実・強化すべきもの。総合計画基本計画・実施計画に位置付けているものを拡充します。
- ・制度の拡充が本当に課題解決に結びつく効果的な手段かを事務事業評価結果等の根拠をもとに判断します。

継続

- ・補助なしでは運営が困難な団体等の場合も、費用負担の妥当性と終期を見据えた継続を検討します。

縮小・改善・統合

- ・団体補助を事業補助に転換するもの（5件）
- ・委託化や交付金化を検討するもの（5件）
- ・補助対象経費の明確化を図るもの（17件）
- ・類似する制度や団体等の補助金を統合するもの（8件）
- ・補助の終期を定めるもの（12件）

廃止

- ・所期の目的を達成し、今後活用の見込みがないもの
- ・終期に達しており、一定の成果を達成したもの
- ・近年は実施されておらず事業内容等が不明のもの

※今後の対応：最終決定後、制度の廃止を告示します。

3. 消費税の取り扱い

令和3年度以前の運用においては、要綱に消費税の取り扱いが明記されているものは、消費税は補助対象経費から除外しており不適正なものはありませんでした。

消費税の仕入税額控除の対象となる事業者の場合、補助事業において支払った消費税も支払い消費税の対象となり、自ら負担したわけでない補助金分の消費税も仕入税額控除を受けるケースがあるため、消費税を補助対象経費に含まない又は仕入控除税額分を返還できる根拠が必要です。

この対応として、令和4年4月1日付で「甲賀市補助金等交付規則」において以下の条項を追加する改正と運用通知を行っています。

- ポイント：○「消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還」等の取扱いを明記する
○ 原則、消費税を補助対象経費から除外する運用

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金等の返還)

第19条 補助事業者等は、補助事業等完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定し、補助金等の額に変更が生じる場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

4. 見直しの経緯と今後の展開

- 6月 各課評価（一次評価）
- 7月 次長級による精査（二次評価）
- 9月 行政改革推進本部会議（理事者・部長級）
行政改革推進委員会（附属機関）※資料議事録公表
- 10月 総合評価（庁議）・公表